

BB コンテンツサービス利用規約
「BB ソフト」サービス個別規定

ソフトバンク BB 株式会社

第 1 章 総則

第 1 条(適用)

1. 本個別規定は、「BB コンテンツサービス利用規約」(以下「基本規定」といいます。)に基づく本サービスの申込者及び会員のうち、Yahoo! BB サービス(後記第 2 条第(7)号に定義します。)のオプションサービスとして提供する「BB ソフト」を申込み、または利用する者にのみ適用されるものとします。
2. 利用者はBBソフトの利用にあたり、基本規定、本個別規定および会員規約(後記第2条第(8)号に定義します。)が適用されるものとします。
3. 本個別規定に定める内容と会員規約との間に齟齬が生じた場合、本個別規定に定める内容が優先して適用されるものとします。

第 2 条(用語の定義)

本個別規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1. 「BBソフト」とは、当社が基本規定および本個別規定に基づきYahoo! BB サービス会員を対象に提供する、BB ソフトプレイヤーの配布サービス、およびソフトの配信サービスその他これらに附帯するサービスをいいます。
2. 「BB ソフトプレイヤー」とは、BB ソフトの利用に必須のストリーミング機能を有したソフトウェアであって、Stream Theory, Inc. (以下「ST 社」といいます。)が定める使用許諾契約に基づき会員に対して使用を許諾するものをいいます。 ※「ストリーミング」とは、ネットワークを介してデータを受信しながら、同時に実行をする方式をいいます。
3. 「ソフト」とは、当社または当社と提携するコンテンツプロバイダーの使用許諾契約に基づき提供するソフトウェアであって、BB ソフトプレイヤー上で利用可能な形態で提供するものをいいます。
4. 「優待ソフト」とは、ソフトのうち当社が奨励するソフトウェアとして別途指定するものをいいます。
5. 「BB ソフト基本料金」とは、基本規定第 2 条第(8)号に定めるサービス利用料金のうち、BB ソフトの利用に係る料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。

6. 「ソフト利用料金」とは、基本規定第 2 条第(8)号に定めるサービス利用料金のうち、ソフトの利用に係る料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。
7. 「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当社が提供する会員制インターネットサービスの総称をいいます。
8. 「会員規約」とは、Yahoo!BB サービスの契約に係る契約約款をいいます。
9. 「サービス会員回線」とは、会員の Yahoo! BB サービスの利用契約に係る電気通信回線をいいます。

第 3 条(BB ソフトの提供範囲)

当社は BB ソフトを日本国内においてのみ提供します。

第 4 条(動作環境の準備)

1. 当社および ST 社ならびにコンテンツプロバイダーは、BB ソフトおよびソフトを利用するために必要な動作環境その他の利用条件を定める場合があります。
2. BB ソフトおよびソフトを利用するにあたり、会員は、前項に定める利用条件を満たす必要があります。
3. 会員が、利用条件を満たさずに BB ソフトおよびソフトを利用した場合、BB ソフトおよびソフトの正常な利用が出来ない場合や、会員に損害が発生した場合であっても、当社および ST 社ならびにコンテンツプロバイダーは一切の責任を負わないものとします。

第 2 章 BB ソフト

第 5 条(BB ソフト利用契約の申込・成立)

1. 当社は、サービス会員回線 1 回線ごとに 1 つの BB ソフト利用契約を締結します。この場合、会員は 1 つの BB ソフト利用契約について 1 人に限られるものとします。
2. BB ソフト利用契約の申込は、予め基本規定および本個別規定に同意の上、当社が定める方法により申込みものとします。
3. 申込者の BB ソフトプレイヤーに関する ST 社との使用許諾契約および Yahoo! BB サービスの利用契約の成立を条件として、申込者が当社の Web サイトにおいて当社所定の方法に従い、BB ソフトの利用開始の手続を行ったときに BB ソフト利用契約が成立するものとします。

4. 当社は、基本規定第 4 条第 3 項に該当する場合には、本条第 2 項に定める申込を承諾しないことがあります。

第 6 条(BB ソフトの利用開始の手続を完了しない場合の取り扱い)

BB ソフト利用契約の申込日から起算して 6 ヶ月を経過しても BB ソフトの利用開始の手続を完了しない場合は、当社は、会員が当該 BB ソフト利用契約に関する申込を撤回したものとみなすことができるものとします。

第 7 条(BB ソフト基本料金)

BB ソフト基本料金の課金開始日は、第 5 条第 3 項に定める契約成立日とします。なお、会員は、課金開始日の属する月の BB ソフト基本料金は、第 18 条第 (2) 号の定めに従い月額利用料金をお支払いいただきます。

第 8 条(BB ソフトのサポート)

第 8 条(BB ソフトのサポート)当社は、当社ホームページに掲載している本サービスの動作環境
(<http://bbsoft.jp/kiyaku>) に従い、動作環境を満たした利用者に対し、以下のサポートを提供いたします。

1. 本サービスのセットアップに関するサポート
2. 本サービスの製品トラブル/エラーに関するサポート
3. 本サービスの機能/設定/操作に関するサポート

第 9 条(BB ソフト利用契約の終了)

1. 基本規定第 22 条に定める場合の他、事由の如何を問わず、会員の BB ソフトプレイヤーの使用許諾契約が終了した場合または会員の Yahoo! BB サービスの利用契約が終了した場合、BB ソフト利用契約も何ら意思表示なく当然に終了するものとします。なお、この場合、会員は BB ソフトの利用契約終了日の属する月の末日までの BB ソフト基本料金を支払うものとします。
2. 利用者回線型の Yahoo! BB サービス(附記第 1 項第 (1) 号に定義します。)を利用している会員が、「BB テクノロジーサービス規約」に基づく利用休止を行った場合、利用休止日をもって、BB ソフト利用契約が終了するものとします。

第 10 条(BB ソフト利用契約終了後の措置)

1. 会員は、BB ソフト利用契約が終了した場合には、BB ソフトの利用にあたり会員のパソコン等にインストールした BB ソフトプレイヤーをアンインストールするとともに、BB ソフト利用にあたり作成した BB ソフトプレイヤーの複製物等を全て破棄するものとし、以後一切利用してはならないものとします。
2. 当社は、BB ソフト利用契約終了後は、会員に対しサポートの提供その他 BB ソフトに関する一切の責任を負わないものとします。

第 3 章 ソフト

第 11 条(ソフトの利用開始)

会員は、会員が利用を希望するソフトごとに、当社またはコンテンツプロバイダーが定めるソフトの使用許諾契約に同意の上、当社の Web サイトにおいて当社所定の方法に従い、当該ソフトの利用開始手続を行うものとします。会員が、当該ソフトの利用開始手続を行ったときに当該ソフトの利用契約が成立するものとします。

第 12 条(ソフトの利用開始の手続を完了しない場合の取り扱い)

ソフトに係る利用契約の申込日から起算して 6 ヶ月を経過しても利用開始の手続を完了しないソフトについては、当社は、会員が当該ソフトに関する申込を撤回したものとみなすことができるものとします。

第 13 条(ソフト利用料金)

ソフト利用料金の課金開始日は、第 11 条の定めに従い利用開始手続を行った日とします。なお、会員は、ソフト利用開始日の属する月のソフト利用料金は、第 18 条第(2)号の定めに従い月額利用料金をお支払いいただきます。

第 14 条(ソフトのサポート)

第 8 条の定めに関わらず、ソフトの実行が開始された後のソフトのサポートは、当社が別途定める場合を除きコンテンツプロバイダーが会員に対して行うものとします。

第 15 条(ソフトの利用契約終了)

1. 会員は、当社所定の方法に従い、利用の終了を希望するソフトの利用終了手続を行うものとします。

2. BBソフト利用契約が終了した場合、当該BBソフト利用契約に基づいて提供されるソフトの利用契約は何ら意思表示なく当然に終了するものとします。
3. 前2項の場合、会員はソフトの利用契約終了日の属する月の末日までのソフト利用料金を支払うものとします。

第16条(優待ソフトに関する特約)

1. 当社は、BBソフト利用契約および優待ソフト利用契約が成立した会員に対し、双方の利用契約が継続する期間、BBソフト基本料金額を上限としてBBソフト基本料金を値引きするものとします。ただし、一度でも当該優待ソフト利用契約に係る優待ソフトと同様の優待ソフトの利用契約を申込み、または利用契約が成立したことがある会員については値引きの適用対象にはなりません。
2. 前項のBBソフト利用契約および優待ソフト利用契約の双方またはいずれか一方の利用契約が終了した場合は、利用契約が終了した月の末日をもって値引きが終了します。

第17条(その他のソフト利用条件)

1つの会員ID等で1つのソフトを同時に実行できる数は1つまでとします。

第4章 雑則

第18条(利用料金)

BBソフト基本料金およびソフト利用料金については、次の各号の定めが適用されるものとします。

1. 会員は、BBソフト基本料金およびソフト利用料金を、当社が別途定める料金表および基本規定に従い、当社に毎月支払うものとします。
2. BBソフト基本料金およびソフト利用料金は月額単位での料金設定であることに鑑み、課金開始月および終了月の利用料金は、日割計算を行わず、月額利用料金をお支払いいただくものとします。
3. BBソフト基本料金およびソフト利用料金の支払方法は、会員が利用するYahoo! BBサービス利用料金の支払方法に準じます。

第 19 条(サービス提供に関する免責事項)

1. 当社は、会員が BB ソフトおよびソフトの利用条件を満たさない環境で利用した場合に発生した損害については、一切責任を負わないものとします。
2. BB ソフトプレイヤーおよびソフトに関する知的財産権・著作権は、ST 社および各コンテンツプロバイダーに留保されるものとし、会員には BB ソフトプレイヤーおよびソフトの使用権のみが当社および ST 社ならびに各コンテンツプロバイダーの定める使用許諾契約に基づき当社および ST 社ならびに各コンテンツプロバイダーより直接許諾されます。
3. 当社および ST 社ならびに各コンテンツプロバイダーは BB ソフトプレイヤーおよびソフトについて、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。また、BB ソフトプレイヤーおよびソフトを使用できないこと、あるいは BB ソフトプレイヤーおよびソフトの利用に基づく会員のデータの損失に関するすべての責任について、当社及び ST 社ならびに各コンテンツプロバイダーは一切の責任を負わないものとします。
4. 会員は、会員自身が使用する目的でのみ各ソフトウェアの配布を受けることに同意したものとします。

第 20 条(禁止事項)

会員は、基本規定第 8 条第 1 項各号所定の禁止行為に加え、以下の行為を行ってはならないものとします。

1. BB ソフトプレイヤーまたはソフトのリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、改変、修正、翻案、二次的著作物の作成その他改造行為
2. BB ソフトプレイヤーまたはソフトを販売、貸与、配布すること
3. サーバーエミュレータ、BB ソフトプレイヤー海賊版、ユーティリティの開発、販売、貸与、配布および使用、またはこれらの利用を第三者に誘発、推奨させるような全ての行為
4. 会員と当社またはコンテンツプロバイダーとの間で締結される使用許諾契約において定める禁止行為
5. 会員規約において定める禁止行為
6. その他当社が合理的理由に基づいて、不適切・不相当と判断する行為

第 21 条(サービスの中止・停止等)

1. 会員が利用する Yahoo! BB サービスの全部または一部の利用が停止された場合、BB ソフトの利用は当然に停止されるものとします。

2. 当社は基本規定第 16 条に定める場合の他、BB ソフトプレイヤーの更新、提供ソフトの変更・追加・廃止、または点検・補修を内容とするサーバー等の設備のメンテナンスを目的として、会員に事前に通知のうえ BB ソフトの中止・停止を行います。
3. 当社が前項に定める BB ソフトの中止または停止を行った場合、当社は会員その他の第三者に対していかなる責任も負わず、かつ会員は当該 BB ソフトの中止・停止期間中の BB ソフト基本料金およびソフト利用料金を支払うものとします。

(2004 年 9 月 1 日制定実施)

(2004 年 11 月 15 日改定)

(2004 年 12 月 1 日上記改定実施)

(2005 年 2 月 1 日改定実施)

(2005 年 10 月 1 日改定実施)

(2005 年 12 月 1 日承継改定実施)

(2007 年 3 月 31 日承継改定実施)

(2008 年 6 月 1 日承継改定実施)

(2009 年 11 月 1 日改訂実施)